

顧問先の皆様へ

令和 8 年 9 月吉日

税理士法人 上杉会計事務所

緊急速報

食料品 1 % 消費税減税まるわかりセミナー

開催（の予告）

さる 15 日、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減
支援金の導入に関する大綱」が閣議決定されました。「食料品の消費税率 1 %」
実現に向けて、いよいよ政府が動き出したということです。

つきましては、同改正の内容を“とにかくわかりやすく”お伝えするセミナーを
下記の通り緊急企画いたしました。特に、食料品の仕入または売上の比重が大きい
企業様は、ぜひともご参加ください。

ただし、当日の内容については、現在のところ未確定で、鋭意検討中です(^_^;)
10月中旬に改めてご案内を申し上げます。

記

日 時 令和 8 年 11 月 4 日（水） 13:30 ~ 15:30

会 場 甲賀市まちづくり活動センター「まる一む」
甲賀市水口町水口 6009-1（甲賀警察署北側）
0748-70-2595

講 師 弊所所長 上杉恵一

内 容
消費税改正の詳細
今すぐ検討すべき実務対応
同時に実施される「支援金」制度の概要（以上、仮案）

参加費 無 料

定 員 先着 70 名様限定

----- 切り取らずファックス下さい -----

食料品 1 % 消費税減税まるわかりセミナー 参加申込書

税理士法人
上杉会計事務所 行

F A X 0748 - 62 - 9710（※切：10月28日）

貴社名

参加者ご芳名

消費税減税に関する疑問点、心配事をぜひ事前にお寄せください。
セミナーの中で、できる限りご回答申し上げます。